

# 株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地  
高千穂交易株式会社  
代表取締役社長 戸田 秀雄

## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、同封の保護シールをご貼付のうえ、平成24年6月26日(火曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付いただきたく、よろしく願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成24年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第61期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第61期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案： 剰余金の処分の件
- 第2号議案： 取締役6名選任の件
- 第3号議案： 監査役1名選任の件
- 第4号議案： 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takachiho-kk.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災により大きく減少した生産や輸出が回復し、徐々に持ち直してきましたが、引き続き雇用・所得環境が厳しい状況にあるほか、欧州の政府債務危機や原油高を背景とした海外経済の減速、ひいては国内景気の下振れリスクも潜在化しています。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にあります。新たな成長を見据えて、「強固な収益基盤の実現と成長戦略の確実な実行」を当年度の基本方針に掲げ、独自の付加価値をより一層強化し、収益性の向上を図るほか、アジアを中心とした成長市場に積極的に進出し、グローバルビジネスの本格展開を進めてまいりました。

具体的には、システムセグメントでは、新規市場への商品監視システムの拡販を進めるほか、関連機器及びサポートの販売や、中国・東南アジアへのビジネス展開をより一層強化してまいりました。他方、デバイスセグメントでは、新たな商権・商材の獲得や、FAE(フィールド・アプリケーション・エンジニア)による技術提案を通じて、特定分野へ特長ある商品の販売に注力してまいりました。また、当社オリジナル機器部品の販路を、アジアを中心とした海外へと広げ、グローバルブランドとしての地位獲得にも邁進してきました。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高では電子商品類を除く全ての商品類で前年実績を上回る結果となりましたが、電子商品類における大幅減収の影響が大きく、全体では前年同期比8.3%減の166億89百万円となりました。

損益につきましては、売上総利益率の改善が進んだものの、減収の影響を補うには至らず、営業利益は前年同期比8.0%減の7億57百万円、経常利益は前年同期比9.9%減の8億27百万円、当期純利益は、法人税率の改正に伴い繰延税金資産を取り崩したことなどから、前年同期比17.9%減の3億44百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

**【売上高の内訳】**

セグメント区分		当期売上高	構 成 比	前期比増減額	前期比増減率
		百万円	%	百万円	%
システム	セキュリティ	4,881	29.3	978	25.1
	メーリング	590	3.5	80	15.8
	その他	548	3.3	95	21.2
	計	6,021	36.1	1,154	23.7
デバイス	電 子	4,379	26.2	△3,080	△41.3
	産 機	4,057	24.3	234	6.1
	計	8,436	50.5	△2,846	△25.2
カスタマ・サービス		2,231	13.4	180	8.8
合 計		16,689	100.0	△1,511	△8.3

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。  
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

**【システムセグメント】**

システムセグメントの売上高は、前年同期比23.7%増の60億21百万円、営業利益は前年同期比256.7%増の1億79百万円となりました。

セキュリティ商品類では、GMS(総合スーパーマーケット)市場での大型案件の獲得や、買収したタイ子会社の販売貢献などにより、売上高は前年同期比25.1%増の48億81百万円となりました。

メーリング商品類では、セキュリティ機能付き高速インクジェットプリンターの販売が振るいませんでしたが、主力のメールインサーティング・システムの大型案件を獲得したほか、自社開発の封入封緘運用総合管理システム(TQM)の販売が好調に推移したことなどから、売上高は前年同期比15.8%増の5億90百万円となりました。

その他商品類では、公立図書館へのICタグの導入が進んだことなどから、売上高は前年同期比21.2%増の5億48百万円となりました。

### 【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前年同期比25.2%減の84億36百万円、営業利益は前年同期比50.8%減の3億18百万円となりました。

電子商品類では、新商権を獲得し、新たな商品の販売を開始したほか、産業機器市場向けへの販売活動等を強化しましたが、主要仕入先との販売代理店契約解消の影響を補うには至らず、売上高は前年同期比41.3%減の43億79百万円となりました。

産機商品類では、複合機向け機構部品の販売が振るいませんでしたが、震災の影響で出遅れた主力のA T M(現金自動預け払い機)向け機構部品の販売が、年度後半に持ち直してきたほか、前年度立ち上がった遊技市場向け機構部品の販売が好調に推移したことなどから、売上高は前年同期比6.1%増の40億57百万円となりました。

### 【カスタマ・サービスセグメント】

カスタマ・サービスセグメントは、システム機器の納入設置案件が増加したことなどから、売上高は前年同期比8.8%増の22億31百万円、営業利益は前年同期比91.9%増の2億60百万円となりました。

## 2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は、(株)みずほコーポレート銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、新たな成長を見据えて、「強固な収益基盤の実現」に取り組んでまいりました。具体的には、売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の削減による損益分岐点の引下げに加え、新規の創出や既存事業の競争力、付加価値力の強化による収益基盤の拡大に取り組んできました。その結果、全体的にみると損益分岐点の引下げが進んだほか、電子商品類を除いた全ての商品類で増収を果たすなど、一定の成果が得られました。

しかしながら、電子商品類においては、販売代理店契約解消を補う新商品の販売立上げが遅れたことなどにより大幅な減収となったほか、個別にみると強固な収益基盤の実現には至らない事業も見受けられ、その実現には課題が残りました。

こうした中、当社グループでは「独自の付加価値の創出とグローバルビジネスの本格展開」を中期的ビジョンに定め、既存事業における競争力の強化を図るとともに、新たな市場に商品の販路を拡げ、飛躍的な成長を目指してまいります。更には、当年度買収したタイで商品監視システム等を販売する Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd. や、RFID の開発・販売等を手掛けるマイティカード(株)の事業を早期に成長軌道に乗せ、販売拡大を目指してまいります。

そのために対処すべき課題は、以下のとおりであります。

- (1) 既存事業の競争力強化による収益拡大
- (2) 新規創出による事業成長サイクルの確立
- (3) グローバルビジネスの本格展開
- (4) 「技術」「創造」、企業文化醸成と人材育成
- (5) グループ経営の効率化と内部統制を通じたコーポレート・ガバナンスの強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第58期 (平成21年3月期)	第59期 (平成22年3月期)	第60期 (平成23年3月期)	第61期 (平成24年3月期)
売上高(百万円)	26,167	17,308	18,200	16,689
経常利益(百万円)	688	321	918	827
当期純利益(百万円)	176	148	419	344
1株当たり当期純利益(円)	17.45	14.72	41.48	34.49
総資産(百万円)	17,376	17,369	17,321	18,290
純資産(百万円)	13,494	13,448	13,571	13,501

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 第58期(平成21年3月期)は、世界経済の後退等を背景に、主力の電子商品類、セキュリティ商品類の販売が振るわず大幅な減収となりました。損益については、売上総利益率が改善したものの、大幅な減収の影響が大きく、各利益とも減益となりました。
- 第59期(平成22年3月期)は、前期に引き続き主力の電子商品類、セキュリティ商品類を中心に販売が振るわず大幅な減収となりました。損益については、売上総利益率の改善と販売費及び一般管理費の削減が一層進んだものの、大幅な減収の影響が大きく、各利益とも減益となりました。
- 第60期(平成23年3月期)は、産機商品類の販売が好調に推移したことを主因に増収となりました。各利益についても、増収効果と損益分岐点の引下げ効果が相俟って、増益となりました。
- 第61期(平成24年3月期)は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 エスキューブ	100百万円	100%	電子機器による盗難防止・防犯管理システムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック 株式会社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
ジェイエムイー 株式会社	12百万円	100%	電子部品及び機構部品の輸出入、販売
TAKACHIHO K O H E K I (H. K.) LTD.	715千香港ドル	100%	電子部品、機構部品及びセキュリティ機器の販売
提凱貿易(上海) 有限公司	3,220千人民币	100%	電子部品及び機構部品の販売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand)Ltd.	110百万THB	100%	セキュリティシステム、防災機器等の輸入及び販売
マイティカード 株式会社	249百万円	71.75%	非接触ICチップの製造及び販売等

- (注) 1. 提凱貿易(上海)有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI(H. K.)LTD. の100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
2. Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd. の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co., Ltd. を通じた間接保有分を含めております。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社8社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

現在取扱っている商品は、セキュリティシステム・メーリングシステム・その他エレクトロニクス応用機器及びアプリケーション・ソフトウェアならびに半導体・電子部品及び機構部品等であります。

セグメントと商品との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
システム		
セキュリティ商品類	商品監視システム(万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等)、映像監視システム、入退室管理システム等の販売、各種システム設計・構築	当社 (株)エスキューブ Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.
メーリング商品類	メールインサーティング・システム(封入封緘機)、インクジェットイメージング・システム及び封入封緘運用総合管理システム等の販売、各種システム設計・構築	高千穂 コムテック(株)
その他商品類	ネットワークセキュリティ関連機器、RFID図書館システムをはじめとするICタグ関連商品等の販売、各種システム設計・構築	当社 マイティカード(株)
デバイス		
電子商品類	アナログICを中心としたヒューマンインターフェイスを構成する加速度センサなどの各種センサ及び通信用ICの販売	当社 ジェイエムイー(株) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社 ジェイエムイー(株) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 提凱貿易(上海) 有限公司
カスタマ・サービス	システムセグメントの各商品類に関する据付及び保守・システム設計・システム運用受託・ネットワーク不正侵入予知等サービス	当社 高千穂 コムテック(株)

(注) 商品・専門語等用語について

1. セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
2. 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。
3. RFID図書館システム：ICチップを蔵書に貼付け、貸出・返却業務の迅速化・自動化、棚卸管理の効率化を実現するシステム。
4. スライドレール：ボールベアリングを組込んだ金属製のレールで、使うことにより小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
5. ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの(例：自動車のハッチバックの開閉に使用)。
6. ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

## 8. 主要な事業所

(1) 当社

① 本 社(東京都新宿区)

② 支 店

大 阪 支 店(大阪市北区)

名 古 屋 支 店(名古屋市中村区)

③ 営 業 所

札 幌 営 業 所(札幌市)

九 州 営 業 所(福岡市)

④ 海外駐在員事務所 米国(SAN MATEO, CA)

(2) 株式会社エスキューブ

本社 東京都千代田区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) ジェイエムイー株式会社

本社 東京都新宿区

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.

本社 中国 香港

(6) 提凱貿易(上海)有限公司

本社 中国 上海

(7) Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd.

本社 タイ バンコク

(8) マイティカード株式会社

本社 東京都渋谷区

## 9. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
システム	256
デバイス	103
カスタマ・サービス	55
全社共通	51
合計	465

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
264名	△12名	37.1歳	12.7年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者30名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先

借入残高はありません。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,140,300株 (うち自己株式 349,669株)
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 12,712名
5. 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 マースエンジニアリング	804,000株	8.21%
セコム株式会社	450,000	4.59
日立オートモティブシステムズ株式会社	380,000	3.88
株式会社 みずほコーポレート銀行	300,600	3.07
栃本京子	300,000	3.06
山村秀彦	267,900	2.73
株式会社 マーストーケンソリューション	265,000	2.70
竹田和平	241,700	2.46
明治安田生命保険相互会社	216,000	2.20
高千穂取引従業員持株会	212,490	2.17

(注) 当社は、自己株式349,669株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

6. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### III 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

##### (1) 新株予約権の数

185個

##### (2) 目的となる株式の種類及び数

普通株式 277,500株(新株予約権1個あたり1,500株)

##### (3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第7回(903円)	平成25年8月1日 ～平成28年7月31日	26個	2名
社外取締役	第7回(903円)	平成25年8月1日 ～平成28年7月31日	4個	1名
社外監査役	第6回(1,014円)	平成23年8月1日 ～平成26年7月31日	8個	2名

#### 2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

##### (1) 対象者の人数

当社従業員 61名

##### (2) 発行した新株予約権の数

100個

##### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 150,000株(新株予約権1個あたり1,500株)

##### (4) 新株予約権の発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

##### (5) 新株予約権の行使価額

1個あたり1,354,500円(1株あたり903円)

##### (6) 新株予約権の行使期間

平成25年8月1日～平成28年7月31日

##### (7) その他新株予約権の行使条件

① 各新株予約権の一部行使はできないこととする。

② 新株予約権の第三者への譲渡、質入、その他一切の処分は認めないものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。また、新株予約権者が当社の役員または従業員の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。

④ 上記の他、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める。

#### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
山 村 秀 彦	取 締 役 会 長	
戸 田 秀 雄	代 表 取 締 役 社 長	
小 原 敬 一	取 締 役	
広 木 邦 昭	取 締 役	
田 代 守 彦	取 締 役	
松 谷 東 一 郎	取 締 役	
武 智 良 泰	常 勤 監 査 役	
柴 崎 伸 雄	監 査 役	税理士 ガンプロ株式会社 社外監査役 株式会社エイワ 社外監査役 手塚プロダクション株式会社 社外監査役
小 海 正 勝	監 査 役	弁護士 日本風力開発株式会社 社外監査役
石 原 良 一	監 査 役	公認会計士

- (注) 1. 取締役 田代守彦、松谷東一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役 柴崎伸雄、小海正勝、石原良一の各氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 監査役 柴崎伸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役 石原良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 柴崎伸雄、小海正勝の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 取締役 松谷東一郎氏は、平成23年6月28日開催の第60回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
6. 取締役 石坂文人氏は、平成23年6月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。当期末における執行役員は次のとおりであります。

##### 執行役員

氏 名	会社における地位	担 当 業 務
戸 田 秀 雄	社 長 執 行 役 員	営業本部長
山 本 茂	常 務 執 行 役 員	営業本部デバイスセグメント担当
小 原 敬 一	執 行 役 員	営業本部新規事業推進室長 兼 海外事業推進室長
広 木 邦 昭	執 行 役 員	経営システム本部長
赤 堀 寛 人	執 行 役 員	大阪支店長、支店担当
横 戸 憲 一	執 行 役 員	営業本部電子事業部長
平 山 英 樹	執 行 役 員	営業本部システムセグメント担当
平 田 嘉 昭	執 行 役 員	営業本部産機事業部長
市 川 陽 三	執 行 役 員	営業本部デバイスセグメント担当

8. 平成24年4月1日付で、執行役員の体制を以下のとおり変更いたしました。なお山本茂氏は、平成24年3月15日付で子会社であるマイティカード株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

執行役員

氏名	会社における地位	担当業務
戸田 秀雄	社長執行役員	
小原 敬一	執行役員	海外事業推進室長
広木 邦昭	執行役員	経営システム本部長
平山 英樹	執行役員	システム事業本部長
市川 陽三	執行役員	デバイス事業本部長
横戸 憲一	執行役員	デバイス事業本部 電子事業部長
平田 嘉昭	執行役員	デバイス事業本部 産機事業部長
高山 博喜	執行役員	システム事業本部 セキュリティ事業部長
赤堀 寛人	執行役員	大阪支店長、支店担当

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	99,116千円 (12,463千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	32,685千円 (16,365千円)
合計	11名	131,801千円

- (注) 1. 上記支給額には、平成21年7月17日及び平成23年7月22日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役3名に付与した新株予約権1,076千円、監査役2名に付与した新株予約権285千円を含んでおります。
2. 上記支給額には、平成23年6月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した石坂文人氏への支給分を含めております。
3. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 取締役 田代守彦

##### ① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

#### (2) 取締役 松谷東一郎

##### ① 当事業年度における主な活動状況

平成23年6月28日の就任後、13回開催した取締役会全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

#### (3) 監査役 柴崎伸雄

##### ① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役会19回のうち18回に出席しており、税理士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

#### (4) 監査役 小海正勝

##### ① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回、監査役会19回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

#### (5) 監査役 石原良一

##### ① 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回、監査役会19回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

##### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

31,551千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,551千円

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

### 4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司ならびにTakachiho Fire, Security&Services(Thailand)Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

## VI 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
- ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にCSR推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
- ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報(電磁的記録を含む)を適切に保存・管理する。
- ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク(不確実性)に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。

- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「高千穂取引グループCSR憲章」「高千穂取引グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
  - ② 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
  - ③ 子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
  - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
  - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
  - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
  - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年11月6日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入して以降、当社第57回、第59回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、上記対応策の有効期間が本総会終結の時までとなっていることから、本総会第4号議案において、その継続の可否を株主の皆様にお諮りしております。詳細は、末尾の株主総会参考書類42ページ以下をご参照ください。

## 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,458,767</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,894,136</b>
現金及び預金	6,492,784	支払手形及び買掛金	2,563,583
受取手形及び売掛金	5,346,642	未払法人税等	261,037
有価証券	1,197,384	賞与引当金	289,761
商品及び製品	2,026,060	役員賞与引当金	18,033
繰延税金資産	166,114	その他	761,722
その他	244,177	<b>固定負債</b>	<b>894,590</b>
貸倒引当金	△14,395	長期未払金	102,465
<b>固定資産</b>	<b>2,831,773</b>	退職給付引当金	741,491
<b>有形固定資産</b>	<b>499,904</b>	その他	50,634
建物及び構築物	28,883		
土地	334,279	<b>負債合計</b>	<b>4,788,727</b>
その他	136,742		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,170,949</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	159,435	<b>株主資本</b>	<b>13,409,042</b>
電話加入権	11,600	資本金	1,193,814
のれん	997,562	資本剰余金	1,156,397
その他	2,350	利益剰余金	11,357,070
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,160,919</b>	自己株式	△298,239
投資有価証券	493,446	その他の包括利益累計額	△37,844
繰延税金資産	329,198	その他有価証券評価差額金	43,619
その他	354,903	為替換算調整勘定	△81,464
貸倒引当金	△16,629	新株予約権	16,476
<b>資産合計</b>	<b>18,290,541</b>	少数株主持分	114,139
		<b>純資産合計</b>	<b>13,501,813</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,290,541</b>

## 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,689,161
売上原価		12,053,868
売上総利益		4,635,293
販売費及び一般管理費		3,877,975
営業利益		757,317
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,283	
為替差益	38,060	
その他営業外収益	11,865	73,209
営業外費用		
支払利息	1,583	
その他営業外費用	1,766	3,349
経常利益		827,176
特別損失		
固定資産除却損	941	
投資有価証券評価損	25,388	26,329
税金等調整前当期純利益		800,847
法人税、住民税及び事業税	368,905	
法人税等調整額	91,847	460,753
少数株主損益調整前当期純利益		340,093
少数株主損失		△4,351
当期純利益		344,445

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,193,814	1,156,397	11,255,362	△18,468	13,587,105
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△242,737		△242,737
当期純利益			344,445		344,445
自己株式の取得				△279,770	△279,770
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	101,708	△279,770	△178,062
当 期 末 残 高	1,193,814	1,156,397	11,357,070	△298,239	13,409,042

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	43,051	△69,774	△26,722	10,822	—	13,571,205
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			—			△242,737
当期純利益			—			344,445
自己株式の取得			—			△279,770
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	568	△11,689	△11,121	5,653	114,139	108,670
当期変動額合計	568	△11,689	△11,121	5,653	114,139	△69,391
当 期 末 残 高	43,619	△81,464	△37,844	16,476	114,139	13,501,813

## 連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …………… 8社  
連結子会社の名称 …… (株)エスキューブ  
高千穂コムテック(株)  
ジェイエムイー(株)  
マイティカード(株)  
TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD.  
提凱貿易(上海)有限公司  
Takachiho Fire, Security &  
Services(Thailand)Ltd.  
TK Thai Holdings Co., Ltd.

このうち、マイティカード(株)及びTakachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd.については、当連結会計年度において株式を取得したことにより、また、TK Thai Holdings Co., Ltd.については、新たに設立したことにより、それぞれ当連結会計年度から連結の範囲に含めております。なお、マイティカード(株)については、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、貸借対照表のみを連結しております。

#### ② 非連結子会社の数

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H. K.) LTD. 及び提凱貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

- a. 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。  
b. その他有価証券

時価のあるもの ……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの ……総平均法による原価法を採用しております。

- (ロ) たな卸資産 ……主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- ② 固定資産の減価償却の方法
- (イ) 有形固定資産 …… 当社及び一部の連結子会社の工具器具備品は定額法、当社の建物、構築物及び車両運搬具ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
- |         |         |
|---------|---------|
| 建物及び構築物 | 10年～50年 |
| 工具器具備品  | 2年～20年  |
- また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- (ロ) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。
- (ハ) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金 …… 役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ニ) 退職給付引当金 …… 従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

④ 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…… 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

…… 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

⑥ 消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

…… のれんは、5年間で均等償却していません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…… 662,932千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,140,300株

(2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	121,368	12円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月29日
平成23年11月7日 取締役会	普通株式	121,368	12円00銭	平成23年9月30日	平成23年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	166,440	17円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 85,500株

## 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に従い軽減を図っております。為替の変動リスクについては、外国為替取扱要領に従い実需取引に基づき為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業に関連する株式であります。市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。満期保有目的の債券は資金管理取扱要領に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	6,492,784	6,492,784	-
②受取手形及び売掛金	5,346,642	5,346,642	-
③有価証券及び投資有価証券			
(i)満期保有目的の債券	500,000	500,000	-
(ii)その他有価証券	1,148,514	1,148,514	-
④支払手形及び買掛金	(2,563,583)	(2,563,583)	-

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 42,316 千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券(ii)その他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,365円71銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	34円49銭

## 6. 追加情報

### (1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来 40.0%から、平成 24 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については 38.0%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については 35.0%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は 46,538 千円減少し、法人税等調整額は 45,890 千円増加、その他有価証券評価差額金は 648 千円減少しております。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,521,210</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,810,842</b>
現金及び預金	5,324,690	支払手形	392,027
受取手形	1,120,375	買掛金	1,505,796
売掛金	3,200,609	リース債務	3,100
有価証券	1,197,384	未払金	226,033
商品及び製品	1,355,182	未払法人税等	175,500
前払費用	123,374	前受金	218,710
繰延税金資産	130,472	賞与引当金	234,733
その他流動資産	74,392	役員賞与引当金	9,300
貸倒引当金	△5,271	その他流動負債	45,641
<b>固定資産</b>	<b>3,687,084</b>	<b>固定負債</b>	<b>796,519</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>484,938</b>	リース債務	264
建物	19,695	長期未払金	102,465
構築物	8,834	退職給付引当金	679,789
車両運搬具	615	預り保証金	14,000
工具器具備品	118,590		
土地	334,279	<b>負債合計</b>	<b>3,607,361</b>
リース資産	2,925		
<b>無形固定資産</b>	<b>133,905</b>	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	8,161	<b>株主資本</b>	<b>12,540,837</b>
施設利用権	2,162	資本金	1,193,814
ソフトウェア	123,393	資本剰余金	1,156,397
その他無形固定資産	187	資本準備金	1,156,268
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,068,239</b>	その他資本剰余金	128
投資有価証券	493,446	<b>利益剰余金</b>	<b>10,488,864</b>
関係会社株式	1,693,198	利益準備金	198,875
長期貸付金	281,413	その他利益剰余金	10,289,989
会員権	14,275	別途積立金	9,395,000
敷金・保証金	265,024	繰越利益剰余金	894,989
繰延税金資産	318,926	<b>自己株式</b>	<b>△298,239</b>
その他投資資金	18,933	評価・換算差額等	43,619
貸倒引当金	△16,978	その他有価証券評価差額金	43,619
		新株予約権	16,476
		<b>純資産合計</b>	<b>12,600,932</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,208,294</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,208,294</b>

# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,935,422
売 上 原 価		10,358,339
売 上 総 利 益		3,577,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,973,323
営 業 利 益		603,759
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	121,984	
為 替 差 益	41,035	
そ の 他 営 業 外 収 益	6,668	169,688
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,248	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,658	2,906
経 常 利 益		770,541
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	914	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,388	26,302
税 引 前 当 期 純 利 益		744,238
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	236,230	
法 人 税 等 調 整 額	95,234	331,464
当 期 純 利 益		412,773

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
				別途積立金		
当期首残高	1,193,814	1,156,268	128	198,875	9,395,000	724,953
当期変動額						
剰余金の配当						△242,737
当期純利益						412,773
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	170,036
当期末残高	1,193,814	1,156,268	128	198,875	9,395,000	894,989

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△18,468	12,650,571	43,051	10,822	12,704,445
当期変動額					
剰余金の配当		△242,737			△242,737
当期純利益		412,773			412,773
自己株式の取得	△279,770	△279,770			△279,770
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	568	5,653	6,221
当期変動額合計	△279,770	△109,734	568	5,653	△103,512
当期末残高	△298,239	12,540,837	43,619	16,476	12,600,932

## 個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式……総平均法による原価法を採用しております。
- ② 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)を採用しております。
- ③ その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

- (2) たな卸資産の評価基準及……移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、  
び評価方法 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、構築物及……定率法を採用しております。

車両運搬具 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

工具器具備品……定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具器具備品 2年～20年

また平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的のソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金……従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌期より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額…… 548,565千円

(2) 保証債務

顧客への債務不履行に対する連帯保証

Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd. …… 8,734千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務……短期金銭債権	336,744千円
……長期金銭債権	281,413千円
……短期金銭債務	26,390千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高……	売上高	1,218,435千円
	仕入高	149,782千円
	営業取引以外の取引高	39,391千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	349,669株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

土地評価損	286,844千円
退職給付引当金	239,994千円
賞与引当金	89,198千円
有価証券評価損	70,378千円
長期未払金	38,936千円
商品評価損	22,024千円
その他	105,260千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産小計	852,638千円
評価性引当額	△403,239千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産合計	449,398千円

#### (追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.0%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は43,393千円減少し、法人税等調整額は42,744千円増加、その他有価証券評価差額金は648千円減少しております。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具器具備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
- |            |           |
|------------|-----------|
| 取得価額相当額    | 28,420 千円 |
| 減価償却累計額相当額 | 25,173 千円 |
| 期末残高相当額    | 3,246 千円  |
- (2) 未経過リース料期末残高相当額
- |       |          |
|-------|----------|
| 1 年以内 | 5,299 千円 |
|-------|----------|

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	TK Thai Holdings Co., Ltd.	所有 直接49.00%	子会社の 株式保有	資金の 貸付(注)	275,413	長期 貸付金	275,413

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)取引条件については、市場実勢を勘案して決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 1,285円36銭
- (2) 1株当たり当期純利益…………… 41円34銭

## 9. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日)を適用しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月17日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊 克 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月17日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡村 俊 克 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月17日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役	武智良泰	ⓧ
社外監査役	柴崎伸雄	ⓧ
社外監査役	小海正勝	ⓧ
社外監査役	石原良一	ⓧ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案したほか、平成24年3月13日に創立60周年を迎えることができたことから、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

###### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金17円(うち、普通配当12円、創立60周年記念配当5円)といたしたいと存じます。

なお、この場合における配当総額は、166,440,727円となります。

###### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案：取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	とだ ひでお 戸田 秀雄 (昭和25年2月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役セキュリティ事業部長 平成15年4月 当社常務取締役セキュリティ事業本部長 平成16年4月 当社常務取締役システムソリューション事業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員システムソリューション事業本部長 平成18年4月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員(現任)	44,920株
2	おぼら けいいち 小原 敬一 (昭和25年8月26日生)	昭和48年4月 株式会社東芝入社 平成9年7月 Ennovate Networks, Inc. President 平成14年3月 ファブソリューション株式会社 代表取締役社長 平成15年9月 当社入社 平成18年4月 当社常務執行役員システムソリューション事業本部長兼カスタマサービス事業部長 平成19年6月 当社取締役 兼 常務執行役員システムソリューション事業本部長 平成22年4月 当社取締役 兼 執行役員新規事業推進室長 平成24年4月 当社取締役 兼 執行役員海外事業推進室長(現任)	19,200株
3	ひろ きくに あき 広木 邦昭 (昭和25年11月29日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役大阪支店長 平成11年4月 当社取締役システム事業本部長 平成13年4月 当社取締役デバイス事業本部産機事業部長 平成20年6月 高千穂コムテック株式会社代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役 兼 執行役員経営システム本部長(現任)	32,320株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	※ 平山英樹 (昭和40年6月10日生)	平成7年3月 当社入社 平成13年4月 当社経営企画室長 平成18年4月 当社ビジネスソリューション事業部長 平成22年4月 当社執行役員営業本部システムセグメント担当 平成24年4月 当社執行役員システム事業本部長(現任)	3,700株
5	田代守彦 (昭和13年4月16日生)	昭和36年4月 東洋棉花株式会社(旧：株式会社トーメン、現：豊田通商株式会社)入社 平成3年6月 株式会社トーメン取締役 平成12年4月 同 取締役社長 平成18年6月 当社取締役(現任)	3,100株
6	※ 早野勉 (昭和21年7月23日生)	昭和45年5月 株式会社富士銀行入行 平成9年6月 同 取締役ニューヨーク支店長 平成12年6月 大日本インキ化学工業株式会社取締役 平成17年6月 ディック物流株式会社取締役会長 平成20年6月 株式会社小森コーポレーション常勤監査役	0株

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田代守彦、早野勉の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田代守彦氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、早野勉氏につきましても、同取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
5. 田代守彦、早野勉の両氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を、当社の経営に活かしていただくためであります。
6. 田代守彦氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
7. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第32条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。これに基づき、社外取締役候補者である田代守彦氏と当社との間では責任限定契約を締結しており、新任候補者の早野勉氏との間についても、同契約を締結する予定であります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案：監査役1名選任の件

監査役 柴崎伸雄氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
しば さきのぶ お 柴崎伸雄 (昭和13年2月21日生)	昭和32年4月 仙台国税局入局 平成6年7月 東京国税局調査第三部次長 平成7年7月 新宿税務署長 平成8年9月 税理士開業 平成16年6月 当社監査役(現任) <重要な兼職の状況> ガンプロ株式会社 社外監査役 株式会社エイワ 社外監査役 手塚プロダクション株式会社 社外監査役	9,600株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柴崎伸雄氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 柴崎伸雄氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は企業経営に直接関与したことはございませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 柴崎伸雄氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第43条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。これに基づき、社外監査役候補者である柴崎伸雄氏と当社との間で、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案：当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(文末注1)の議決権割合(文末注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)への対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入して以降、当社第57回、第59回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、本プランの有効期間は、平成24年6月27日開催予定の当社第61回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。))の終結の時までとなっております。

当社は、情勢の変化等を踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて更なる検討を進めてまいりました。その結果、平成24年5月18日開催の当社取締役会において、本プランを継続することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続にあたり、一部文言の修正を行っておりますが、基本的なスキームについての変更はございません。

#### 1. 当社における企業価値ひいては株主共同の利益向上に関する取組み

##### (1) 企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から60年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

##### (2) 当社が独立系商社であり続ける理由

当社は、事業系列や他の資本系列に属さない独立系技術商社のメリットを企業活力とし、成長の原動力としてまいりました。当社が海外の有力メーカーと国内の有力顧客を結ぶことは、商社として当然の役割と言えますが、独立が故に系列の制約から離れ、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達な先端商材・サービスの探求・調達ができ、ダイナミックな事業活動を行ってまいりました。これらの独立系技術商社としての諸活動は、市場及び仕入

先、顧客から広く信頼・支持され、今日の当社が誇る事業資源(取引先、人、もの、情報、技術など)を形成しており、将来に向けた成長の力であります。

#### (3) 当社の事業開拓及びサプライヤー

当社は事業開拓を得意とします。これは、当社の各事業のいずれも、先端商材・技術をいち早く日本の市場に紹介・提供してまいりましたが、先端でいち早い故に、先駆者として常に、販売体制から顧客支援体制、そして技術保守体制を自ら構築してまいりました。創業時の会計機や電子計算機をはじめとして、今日の事業である商品監視システムやネットワークシステム及びメーリングシステム、そしてデバイス事業など、多くの分野にわたり、特徴ある経営手法を築いてまいりました。

当社事業力の源泉は、独立系企業として、優れた人材と事業ノウハウを駆使して迅速かつ闊達に先端技術商材を開拓できることと、その活動を支える社風にあります。それ故に、今日までの厳しい事業環境を経て、当社が蓄積してまいりました各事業分野に熟練した人材や情報・技術ノウハウなどを使い、今後とも長期に亘り、海外の先端商材をいち早く市場に提供し続け、お客様の事業競争に貢献できるものと考えております。

加えて、当社は、調達先である海外の有力サプライヤーと日本市場を繋ぐ役割を十分果たすとともに、技術商社である当社が長きに亘り築いてまいりました独自の技術サポート体制は、お客様が信頼して先端商品・技術を導入していただける重要な評価要素であります。それ故に、有力サプライヤーは、前述いたしました当社独自の事業体制の活用やパートナー関係の継続を期待し、当社以外への契約継承や競業サプライヤー製品の取扱いの無い、強い取引関係を長年継続し、現在のパートナー関係を築いております。

この評価と信頼関係に裏打ちされた当社、そしてお客様、サプライヤーを結ぶ共栄関係は、当社が業界で優位性ある事業活動を維持拡大できた要因であるとともに、将来に向けた持続的な貢献も要請されております。これからも、より発展的な関係を構築することが、当社の企業価値向上に大きく貢献するものと考えております。

#### (4) 中期的な企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社グループは、上述した事業体制を維持強化することが、独立系商社として当社が有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えます。

現在、当社グループでは、新たな成長戦略の下、「安全・安心・快適」「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、「独自の付加価値の創出」と「グローバルビジネスの本格展開」を推し進めております。こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を

図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。  
また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 本プランの基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動・経済の活性化を否定するものではありません。当社は上場会社として、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社に対し、大規模買付行為又はこれに関する提案がなされた場合には、当社株主の皆様は、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為又は提案の企業価値ひいては株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があります。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うことなどの当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、②あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

なお、大規模買付行為の企業価値ひいては株主共同の利益への影響、ならびに本プランに基づく対抗措置の発動について、当社取締役会判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等で構成する独立委員会を設置しております。「独立委員会規則の概要」は別紙1をご参照ください。本プラン継続時の委員候補は別紙2のとおりであります。

### 3. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。大規模買付ルールの流れは以下のとおりです。

#### (1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者は、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)
- ③ 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。))及びその算定根拠等を含みます。))及び買付資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥ 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」(当社所定書式により日本語を正本とします。)をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただくとともに、大規模買付ルールに従っていただく旨の誓約を記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。しかしながら、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

#### (2) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、

① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間

② 上記以外の大規模買付行為の場合には90日間

を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」(いずれも初日不算入)といいます。)として与えられるべきものと考えます。ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長が必要なときは、最大30日間の延長ができるものとします。その場合、延長期間及び当該延長期間が必要な具体的理由を大規模買付者等に通知するとともに、株主の皆様を開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されることとなります。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下の要件のいずれかに該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、後記する新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいて

は株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会がその時点で相当と認められるものを選択決定します。

具体的対抗措置として「新株予約権無償割当て」を行う場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。

他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様へ、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受けられる機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に止め、原則として、対抗措置はとらないこととします。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、①大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合、②企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合であると、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、4.(1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合に該当するものと考えます。

① 次の(イ)から(ニ)までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(イ) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取

りを要求する行為

- (㊦) 会社を一時的に支配して、会社の重要な事業や資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
  - (㊧) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (㊨) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- ③ 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・従業員・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合
- ④ 買付の条件(対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実現可能性、買付け後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

### (3) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者に対して対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者など有識者を対象として選任するものとします。なお、本プラン継続時の独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は別紙2のとおりであります。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。

独立委員会は、当社取締役会から独立した組織とし、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど)から助言を受けたり、当社経営陣や従業員等から必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

#### (4) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、対抗措置の発動に関する決議を行うものとしますが、独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合や対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に鑑みて疑問があると判断する場合など、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様来判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するために、実務的に可能な範囲で速やかに株主総会招集の決議をいたします。

この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものといたします。なお、当社取締役会が対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、速やかに当該事実及びその理由を開示いたします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずる決定をした後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、又は新株予約権無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができます。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

### 5. 当社株主の皆様等に与える影響等

#### (1) 本プランの継続時に株主の皆様等に与える影響

本プラン継続時点においては、株主の皆様等の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。例えば、対抗措置等として想定する新株予約権無償割当て自体は行われません。

#### (2) 本プランによる対抗措置の発動により株主の皆様等に与える影響

本プランによる対抗措置の発動によって、当社株主の皆様等(大規模買付者を除きます。)が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとること

を決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

例えば、当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを決議した場合には適時適切な開示を行います。この場合における新株予約権の無償割当対象者及び新株予約権の行使に必要な手続きは以下のとおりです。

なお、当社は、新株予約権無償割当ての基準日や新株予約権無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### ① 新株予約権無償割当ての対象者

当社取締役会が対抗措置を発動し、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

#### ② 新株予約権の行使の手続き

新株予約権者が新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に申込みをしていただくとともに、一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることとなった際に、法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。ただし、大規模買付者及びその共同保有者ならびにそれらの特別関係者等は行使できません。

### 6. 本プランの有効期限及び廃止等

#### (1) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。当社取締役会は、その時点において本プランを継続することが適当と決定した場合には、その旨を速やかにお知らせし、当該定時株主総会において、株主の皆様は継続の可否をお諮りすることとしております。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本プランを随時見直していく所存です。

(2) 本プランの廃止等

本プランはその有効期間中であっても、当社の株主総会又は取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によって、これを廃止させることができます。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正若しくは廃止する場合があります。

7. 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、前述2.「本プランの基本的な考え方」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、前述6. (1)「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、当社株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、前述6. (2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際

しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する3名以上の委員により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前述3.「大規模買付ルールの設定」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

#### (6) 第三者専門家の意見の取得

前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### (7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、前述6.(2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)で

はありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1：特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

以上

## 独立委員会規則の概要

### 1. 独立委員会の設置及び委員等

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者などの有識者、いずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- (3) 独立委員会委員の任期は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとする。

なお、当該独立委員会委員がなお選任要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。

### 2. 独立委員会の招集及び決議等

- (1) 独立委員会の各委員は、買付等がなされた場合等、いつでも独立委員会を招集することができ、互選で議長を決める。
- (2) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その全員一致をもってこれを行う。ただし、独立委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員の過半数の出席で足りるものとする。

### 3. 独立委員会の審議及び決定事項

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
- (2) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (4) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
  - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
  - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討
  - ⑥ 本プランの修正又は変更に係る事項
  - ⑦ その他本プランにおいて、独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

4. 追加情報等の提供要請

- (1) 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。
  - (2) 独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
5. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、必要な事項に関する説明を求めることができる。
6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど)の助言を得ること等ができる。

以上

<別紙 2 >

独立委員会委員候補の略歴

田代守彦(たしろもりひこ)昭和13年 4月16日生  
昭和36年 4月 東洋棉花(株)(旧:株トーメン、現:豊田通商(株))入社  
平成 3年 6月 株トーメン取締役  
平成12年 4月 同社取締役社長  
平成18年 6月 当社社外取締役(現任)  
(田代守彦氏は、本総会第2号議案における社外取締役候補者ではありません。)

柴崎伸雄(しばさきのぶお)昭和13年 2月21日生  
昭和32年 4月 仙台国税局入局  
平成 6年 7月 東京国税局調査第三部次長  
平成 7年 7月 新宿税務署長  
平成 8年 9月 税理士開業  
平成16年 4月 株エイワ社外監査役(現任)  
平成16年 6月 当社社外監査役(現任)  
平成16年11月 ガンブロ(株)社外監査役(現任)  
平成21年 6月 手塚プロダクション(株)社外監査役(現任)  
(柴崎伸雄氏は、本総会第3号議案における社外監査役候補者ではありません。)

小海正勝(こうみまさかつ)昭和16年 3月 2日生  
昭和40年 4月 弁護士登録  
昭和43年 4月 高田・小海法律事務所開設  
昭和62年 4月 最高裁判所司法研修所教官  
平成12年 6月 財団法人東京都予防医学協会監事(現任)  
平成15年 6月 財団法人予防医学事業中央会監事(現任)  
平成16年 4月 中央大学法科大学院特任教授  
平成18年 6月 日本風力開発(株)社外監査役(現任)  
平成19年 6月 当社社外監査役(現任)

以 上

<別紙 3 >

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除きます) 1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てます。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
3. 割当てる新株予約権の総数及びその効力発生日
  - (1) 新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。
  - (2) 新株予約権の割当ての効力発生日は、当社取締役会で別途定めず。
4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
新株予約権1個当たり1円以上とします。
5. 新株予約権の譲渡  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。
6. 新株予約権の行使条件  
①大規模買付者、②その共同保有者、③前記①②の特別関係者等は新株予約権を行使することができません。
7. 新株予約権の行使期間  
新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた日を初日とし、1カ月間以上3カ月間以内の範囲で、新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた期間とします。ただし、行使期間最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱い場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
8. その他  
取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。

以 上

<メ モ>

A series of 20 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning the width of the page. These lines are intended for handwriting practice, likely for the characters 'メ' and 'モ' mentioned in the header.

## 株主総会会場ご案内図

**会 場** 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
TEL (03) 3265-1111 (代)

- 交 通**
- ① 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分
  - ② 東京メトロ丸の内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分
  - ③ 東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分
  - ④ 東京メトロ丸の内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分
  - ⑤ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分
  - ⑥ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. お手荷物はクロークにお預けいただきますよう、お願い申し上げます。